

杉並区(杉並区医師会)

【お知らせ】

●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
 - ・特定健康診査受診券
 - ・被保険者証
- ◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前に電話での確認をお勧めします。

【集合契約Bご利用いただく方へご案内】

杉並区に住民登録のある40歳から74歳までの区民の方

①胸部X線

特定健診と同時実施に限り受診できます。65歳未満の方については自己負担300円です。(受診年度中30年3月31日現在満65歳以上無料)

*「集合契約B」で実施した場合のみ有効ですのでご注意ください。

②大腸がん検診

職場等で受診する機会がない場合

実施機関 平成29年6月1日～平成30年1月31日 自己負担200円です。

①②について実施不可の医療機関がありますので、事前にご確認ください。

●特定保健指導について

- ◎ 実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
- * 実施機関が実施期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行なう対象者に限り当該指導の終了(実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む)する日までを実施期間とする。
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
 - ・特定保健指導利用券
 - ・被保険者証
- ◎ 住民の方以外の利用の可否 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

保健指導は動機付け支援を実施